

平成二十三年 第五回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年五月十九日(木) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年五月十九日(木) 午後三時三十四分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	柳 谷 章 二
理事	板 垣 肇	中央市民センター館長	鎌 田 慎 也
教育次長	金 澤 保	文化財課長	西 村 恵 美 子
教育次長	成 田 一 三 三	市民図書館長	平 出 道 雄
浪岡教育事務所長	和 田 比 呂 志	学務課長	土 田 美 貴
浪岡教育事務所事務取扱	館 田 一 弥	学校給食課長	平 出 道 雄
学習環境調整監	塩 崎 章 悦	指導課長	西 村 恵 美 子
総務課長	岸 田 耕 司	浪岡教育事務所教育課長	柳 谷 章 二
			鎌 田 慎 也
			西 村 恵 美 子
			平 出 道 雄
			土 田 美 貴
			月 永 良 彦
			な し
			加 藤 文 男
			齋 藤 実
			吉 田 亘
			今 田 牧 彦
			山 谷 尚 史
			本 間 昭 彦
			伴 孝 文
			鳴 海 雄 大

## 七 会議に付議された案件

### (一) 議事

議案第二十二号 平成二十三年度一般会計補正予算について

議案第二十三号 公の施設における慈善活動の環境整備を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第二十四号 「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画」の策定について

### (二) 報告

(一) 自然体験交流施設(旧県青年の家)開設に向けた方針(素案)に係るわたしの意見提案制度(パブリックコメント)の実施結果について

(二) 青森市橋本小学校及び長島小学校校舎耐震補強工事について

(三) 東日本大震災に伴う被災者支援について

(四) 青森市小学校給食センター等整備運営事業に係る特定事業の選定について

(五) 浜館小学校における給食への異物混入について

## 八 会議録署名委員

土田美貴  
月永良彦

## 九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。

議案第二十二号から議案第二十三号について、非公開の会議とすることを決定し、宣言する。

議案第二十四号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から五件の報告をし、平成二十三年第六回定例会の日程を調整し閉会した。

## 十 会議の状況

委員長

それでは議事に入ります。

議案第二十四号「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画」の策定について事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画」の策定について、ご説明申し上げます。

お手元の議案「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画(案)」は、先の平成二十三年第一回定例会でご説明した内容により、去る二月十五日から三月十四日まで一ヶ月間、「わたしの意見提案制度」(パブリックコメント)を実施し、広く意見をいただき、これらを踏まえて、外部の委員による「計画策定委員会」並びに庁内関係課で構成する「計画推進幹事会」などでご審議いただいた結果となっております。

また、五月十日に行われました第五回定例庁議において、青森市新総合計画 前期基本計画の分野別計画として位置づけについてご了承を得ております。

それではまず、パブリックコメントの結果について御報告いたします。

資料一をご覧ください。『「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画(案)」に提出された意見の概要と教育委員会の方針』をご覧ください。

市民の皆さまからは、一個人、九団体から十六件の御意見をいただきました。この中には、市内小中学校並びに保護者からの御意見も含まれております。

多くが計画の推進に協力・活用していきたいや、記述・整理済みの意見、さらには実施段階で検討するものですが、十三件目の「マルチメディア デイジー図書 の普及・啓発」、いわゆる「読むことに障害のある子どもにも音声又は音声と映像と一緒に作動させた資料による読書の支援」と、十四番目の「学校教職員の理解と協力の重要性」という御意見については、計画に反映させることといたしました。

また、十五番目の「東部地区への図書館の整備」や、十六番目の「移動図書館の休日等の学校訪問」という、現状で計画(案)への反映が困難な御意見もありました。

なお、四ページでございますが、二月十六日開催の浪岡自治区協議会においても素案をご説明し、七件の御意見等

を頂きましたが、計画へのご提言というよりは、現状のサービスに対するご質問がほとんどでございました。次に、修正した内容をご説明いたします。

資料二『青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画(案)』のパブリックコメント等の反映結果』をご覧くださいと思います。

(一)の反映したものとして、一つとして「読むことに障害のある子ども」への支援を目指して、議案の十五ページ、(四)市民図書館での読書環境の整備・充実」の「主な取り組み」の中で、六の文中に『デイジー図書等』を加筆しております。これは、計画案の十五ページになります。

一つとして、「学校内の理解と協力の重要性」に対し、「教員の理解と意識」への働きかけの強化を念頭に、議案の十九ページ(三)の「読書関係ボランティアを導入した学校数」の指標について、特に「中学校」における最終目標地を、従前の七校 三十五パーセントから、九校 四十五パーセントに訂正しております。

その他、計画策定委員会並びに、計画推進幹事会等での協議によりまして、お手元の議案の十九ページ、(二)「学校」と「市民図書館等」の蔵書冊数について、平成十七年度及び平成二十一年度を実績値に置き換えております。

また、難解と思われる語句には、十二ページから十五ページの下段にコメ印で「注記」を付けております。以上、よろしくご審議いただきたいと思います。

なお、本計画につきましては、五月二十五日の定例記者会見において、市長より改めて公表していただくとともに、パブリックコメントの結果につきましては、本計画とあわせて市のホームページや広報あおもりへの掲載、これは六月一日号を予定しておりますが、市内の市民センター、浪岡中央公民館などで縦覧を行うとともに、市内の小中学校関係者、各機関へ配布することを予定しております。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員

第二次計画の策定にあたりまして御意見をいただき、計画が策定されるわけですが、今後この計画の推進に力を入れていただき、そして十分機能しなければならぬと考えます。したがって関係機関が連携することによって十分な運用を図っていただきたいと考えます。

委員長

その他、御意見、御質問等がなければ、議案第二十四号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は五件となっております。はじめに、(一)「自然体験交流施設(旧県青年の家)開設に向けた方針(素案)」に係る私の意見制度(パブリックコメント)の実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

教育部長から説明

旧県青年の家の取得の背景や活用方法、修繕の経費・維持管理経費などをまとめました「自然体験交流施設(旧県青年の家)開設に向けた方針」の素案に、市民の御意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしましたことから、その結果について御報告いたします。

資料のページをご覧ください。

意見の募集期間につきましては、四月一日から四月三十日までの一ヶ月間。意見の募集方法につきましては、公表資料を市ホームページに掲載したほか、各庁舎やアウガ四階にあります市政情報提供コーナー、各支所、市民センターなどのコミュニティ施設、更には市内の各小中学校でもご覧いただけるようにいたしました。また、御意見の提出については、郵送、ファックス、電子メールのいずれかでも受付いたしました。

その結果、十二名の方から三十件の御意見をお寄せいただきました。内訳といたしましては、はじめに、旧県年の家の取得に対する御意見として賛成が五件、必要性は認めつつも実施時期について反対という御意見が二件、反対が五件となっております。

次に、素案の内容についての御意見につきましては、一の「はじめに」から八の「まとめ」に対し、十八件のご意

見がございました。それぞれの御意見につきましては、その対応状況に応じて、これはマニュアルがございまして、その六区分のいずれかに分類することとされております。

次に資料の二ページをご覧ください。こちらには旧県青年の家の取得に対する十二件の意見を記載しております。賛成の御意見は、整理番号一番から五番までの五件、その中には一番の避難所としても市民のために役立てようという御意見や、三番の体験場所が遠方の場合、往復のために時間をとられるので、指導の時間が不足することから近いほうがよいといった御意見がございました。

次に、六番と七番の御意見は、自然体験交流施設の必要性は理解するものの、今の時期は賛成できないといった内容の御意見でございましたので、「実施時期反対」と分類いたしました。

さらに、八番から十二番までは、取得に「反対」との意見がありますが、九番にありますように、市にはまだまだ重大で緊急にしなければならぬことがたくさんあるはずとの御意見のほか、財政的理由で「反対」という御意見がございました。

次に、資料の三ページから六ページには、素案の内容について寄せられた御意見と、それらに対する考え方を記載しており、そのいくつかを紹介いたします。

まず、一の取得を検討した背景を記載した「はじめに」につきましては、十三番及び十四番の二件の御意見がございました。

十三番では「市長のマニフェストだからといって、取得のための理由を付けたものではないか」との御意見でした。この意見に対しましては、自然体験・集団宿泊体験活動は、重要であるとの認識のもと、これまでも市が取り組んできたこと、また、国においてこのような体験活動を推進すべきとの考え方が示されたことから、教育委員会として旧県青年の家の活用を決定したことについて説明しております。

次に二の「学校教育、青少年教育（社会教育）、生涯学習の現状と課題」には、十五番の一件の御意見がございました。御意見の内容は、「新学習指導要領の骨子は、ゆとり教育路線からの転換であることを理解すべき」でありますが、新学習指導要領は、子ども達の生きる力を育むため、学習意欲の向上のほか、道徳教育や体験活動の充実を基本的な考え方とし、とりわけ「体験活動の充実」については、集団宿泊活動や自然体験活動などを重点的に推進することとされている旨をご説明しております。

次に四ページをご覧ください。

三の「自然体験交流施設として旧県青年の家を必要とする理由」につきましては、「県梵珠少年自然の家は継続利用

が可能で説得力に乏しい。市民全体のニーズを考える必要がある」などの二件の御意見がございました。これらにつきましては、集団宿泊体験活動が、より身近な場所で開催されることが望まれていたこと、また、雲谷地区の資源と連携することで多様な市民ニーズに対応した講座やプログラムの充実が期待できることを御説明しております。

次に四の「自然体験交流施設の利活用方法」につきましては、十八番から二十二番までの五件の御意見がございました。

十九番及び二十番では、年間利用者数を三万四千人と見込んでいるが、無理ではないかなど、利用者数についての御意見でしたが、この二件に対しましては、小中学校の宿泊自然体験学習での利用のほか、子ども会などの青少年団体の利用、そのほか町会や老人クラブなど幅広い市民を対象とした生涯学習としての利用を見込んでおり、多くの皆さまに利用していただけるように努めていくことを記載しております。

次に五ページを御覧ください。五の「周辺施設との連携」につきましては、「周辺施設との連携は、移動手段も必要なことを考えれば、構想に過ぎないと思われる」との御意見でございました。この意見に対しましては、青森公立大学や隣接する県職員厚生会は徒歩で移動可能ですが、モヤヒルズについては、今後移動方法について検討していくこととしております。

次に六の「自然体験交流施設の運営方法」については、二十四番と二十五番の二件の御意見がありました。二十五番では、宿泊料は、市民以外の利用者まで無料とする理由があるのかとの御意見であります。市内外を問わず、できるだけ多くの方に利用していただきたいとの思いから市外の学校や団体についても無料とすることで考えておりますが、市内外を問わず、食事代、宿泊に伴うシーツ・枕カバーのクリーニング代については、実費相当を利用者に負担していただくこととしている旨、ご説明しております。

次に、七の「自然体験交流施設の取得費・改修費・維持管理経費」については、二件の御意見がございました。このうち二十七番については、主な利用である宿泊学習時の人数を考慮すると、本館のみで受入が可能であるが、分館と大研修室は解体してはどうか、との御意見であります。この意見に対しましては、宿泊学習については、本館と分館の両方を使用しなければ収容できない規模の学校もあること、小中学校のほか高校生や社会教育団体等複数の団体が同時に利用することも想定しておりますことから、分館と大研修室も利用することを説明しております。

最後に、八の「まとめ」についての御意見は、二十八番から三十番までの三件ございました。二十九番では、教育は事だが箱物を作るより、優秀な先生を招聘したり、留学費用を補助するなど、目に見えないものにお金をかけるべきであるとの御意見がありますが、この御意見に対しましては、明日の青森市を担う子どもたちには、未来を切り拓

くたくましさを備えた人材として成長していくために、自然体験活動や集団宿泊体験活動による、豊かな「体験を通しての知識」の獲得の場を提供するとともに、青森市民の生涯学習・社会教育の充実のため、自然体験交流施設の解説を目指していきたいと記述しております。

以上が、パブリックコメントによる御意見の概要とそれらに対する考え方についてのご説明でございます。寄せられた御意見及び考え方は、広報あおもり六月十五日号、市のホームページなどで公表する予定としております。

なお、旧県青年の家につきましては、自然体験交流施設として活用していきたいという基本的な方針に変わりはありませんが、取得に対し反対する御意見も寄せられましたことから、今後、関係部局と十分協議を行いながら進めて参りたいと考えております。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次、(二)「青森市立橋本小学校及び長島小学校校舎耐震補強工事について」

総務課長から説明

青森市立橋本小学校及び長島小学校校舎耐震補強工事について御報告いたします。

教育委員会といたしましては、耐震診断の結果を踏まえ、速やかに耐震補強工事を実施しており、平成二十二年度までには、耐震補強工事が必要と判断された三十七校のうち、全面改築予定の小柳小学校を除く三十六校の校舎もしくは屋内運動場の耐震補強工事を鋭意進めて参りました。

このうち、橋本小学校及び長島小学校の校舎につきましては、平成二十二年度に実施した耐震補強設計の結果、想定していた以上の施工内容となり、平成二十二年度内に耐震補強工事の完了が難しいことが判明いたしましたことから、去る平成二十三年第一回青森市議会定例会に繰越明許費として所要の補正予算案を提出し、ご承認を頂いたところでございます。

お手元の資料「橋本小学校及び長島小学校校舎耐震補強工事スケジュール」をご覧ください。当該両工事につきま



委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

それでは、次に(三)「東日本大震災に伴う被災者への支援について」報告をお願いします。

学務課長から説明

報告(三)「東日本大震災に伴う被災者への支援について」御報告申し上げます。

教育委員会では、東日本大震災により被災し、本市で就学することとなった児童生徒及びその保護者に対しましては、これまで負担を軽減するため転校手続きの簡素化や、心のケアについて要望に応じスクールカウンセラーが相談に応じるなどの対応をしてきております。

また、被災児童生徒を受け入れた学校においては、保護者等からランドセル、トレーニングウェアや制服等のご提供を受け、希望する方に供与するなどしております。

資料をご覧ください。

これまで、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助につきましては、通常、本紙に住所を有しない区域外就学の場合、医療費及び学校給食費のみを支給対象としておりましたが、被災児童生徒の保護者から申請があった場合には、対象費目を拡大し、本市に住所を有する者と同様に学用品費や体育実技用具費、修学旅行費等も支給することといたしました。

現在、被災児童生徒は累計で小学校三十一名、中学校八名の合計三十九名となっており、そのうち小学校十二名、中学校五名の合計十八名の保護者から就学援助の申請を受けております。

この他、市長事務部局におきましても災害救助法の適用対象となる被服・寝具・身の回り等の生活必需品や学校で

使用するワークブック・問題集などの教材費及び学用品等について支援することとしております。  
これら費用につきましては、五月十三日専決処分で予算措置されたところでございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

それでは、次に(四)「青森市小学校給食センター等整備運営事業に係る特定事業の選定について」事務局から報告をお願いします。

#### 学校給食課長から説明

報告(四)「青森市小学校給食センター等整備運営事業に係る特定事業の選定について」御報告申し上げます。

「青森市小学校給食センター等整備運営事業」につきましては、四月二十五日開催の本定例会におきまして、平成二十六年四月の供用開始時期に変わりはないものの、東日本震災の影響により、「特定事業の選定・公表」以降の日程について、当初予定より一ヶ月から三ヶ月程度延期する旨を御報告申し上げたところでございますが、この度、その特定事業としての選定を行いましたことから、御報告申し上げます。

お手元に配布しております「青森市小学校給食センター等整備運営事業に係る特定事業の選定について」をご覧ください。

本事業につきましては、資料の第一項「特定事業の選定及びV F について」について記載しましたように、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる「P F I法」に基づく事業手法により実施することとし、準備を進めているところでございます。

昨年度には、要求水準所(案)を作成し、その要求水準に基づき、資料第二項「V F M算出のための項目」に掲げる各項目について事業費の算定を行い、資料第一項「特定事業の選定及びV F Mについて」の後段部分に記載しております「V F M」を算出いたしました。

その結果、資料の第三項「V F Mの算定結果及び特定事業の選定理由」に示すとおり、本事業については、P F I事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、金額では約四億六千八百万円、率にして五・九四パーセントの縮減が期待することができるとともに、公共サービスの

水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができるところから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、本日五月十九日に、PFI法第六条に基づき特定事業として選定したところであります。

この特定事業の選定につきましては、明日、文教経済常任委員会へ報告後、市のホームページ上で公表することとしております。

また、本事業に係る今後の当面のスケジュールといたしましては、明日午後には「PFI事業者審査会」を開催し、落札基準等について審議・決定いただいたうえ、六月上旬には入札の公告を実施する予定といたしております。

本事業を進めるに当たりましては、これまで節目節目において、本定例会への報告を行って参りましたが、今後とも、今回と同様に必要に応じて本定例会への報告・説明を行いながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

それでは、次に(五)「浜館小学校における給食への異物混入について」事務局から報告をお願いいたします。

#### 学校給食課長から説明

浜館小学校における給食への異物混入について、御報告申し上げます。

お手元に配布しております「浜館小学校における給食への異物混入について」をご覧ください。異物混入の概要でございますが、五月十一日、水曜日、浜館小学校において、学級担任の給食の「きつねうどん」に異物が混入しているとの報告があり、教育委員会事務局において調査したところ、洋裁用の針であることを確認いたしました。

幸いにも学級担任には怪我はなく、児童の給食には針の混入は確認されませんでした。

また、念のため浜館小学校と同様に、中央部学校給食共同調理場から給食を配送している各小学校についても調査いたしました。混入は確認されませんでした。

次に混入の原因でございますが、浜館小学校の配膳等の状況、配送時の状況、調理時の状況、使用食材の製造・出荷時の状況等を調査しましたが、原因の特定には至りませんでした。

しかしながら、学校給食に針が混入したことは、一歩間違えれば、大きな事故にもつながる事例であると考えております。

このため、教育委員会事務局といたしましては、全小中学校に対し、混入の情報を提供し、給食時における注意喚起を行ったほか、各共同調理場に対し、調理器具等の保管及び作業前と作業後の周辺環境の確認等、安全確認について、あらためて徹底指導を行うとともに、食料納入業者及び給食配送業者に対しても注意喚起を行ったところであります。

今後におきましても、日々の安全管理に一層の注意を払い、安全安心な学校給食の提供に努めて参ります。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

特になければ、次回の定例会について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会につきましては、六月二十九日（水）、午後三時から、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議ございませんので、次回は、六月二十九日（水）といたします。

各委員了承

委員長

先ほど議案第二十二号から議案第二十三号につきましては、非公開の会議にすることにいたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

平成二十三年五月十九日開催の平成二十三年第五回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年五月三十一日

書 記

小豆畑 世津子

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年六月二十九日

署名委員

土 田 美 貴

署名委員

月 永 良 彦